

## 「愛媛県生涯学習センターアトリウム・ロビー・庭園展」実施要項

### 1 趣 旨

県民の多様な生涯学習の成果や活動状況等を発表し、交流する場として、愛媛県生涯学習センター(以下「センター」という。)のアトリウム、ロビー、庭園等を県民に無料で提供し、学習成果やその活動を地域づくりにつなげていくことを目的とし、もって県民一人ひとりが心豊かで生きがいのある人生を送れるように支援する。

### 2 展示等場所

アトリウム、ロビー、庭園等

### 3 展示等期間

1回当たり、原則として14日以内とする。(休館日を除く4月から3月末までの間)  
[休館日：月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日)及び12月29日から翌年1月3日まで]

### 4 展示・催事

手芸、工芸、陶芸、絵画、彫刻、書道、俳句、俳画、写真、茶会、句会等

### 5 展示・催事の条件

- (1) 展示物等の搬入・飾り付け・撤去は、出展者において行うこと。  
なお、展示物等の搬入・飾り付けは展示開催日の前日の午後5時までとし、展示物等の撤去・搬出は展示最終日の午後5時までに行うこと。
- (2) 展示物等はセンターが指定した場所に列品すること。
- (3) 展示物等の管理監督については、展示期間中は出品責任者若しくは代理人が行うこと。
- (4) 展示物等の破損・汚損・紛失等については、センターは責任を負わないこと。
- (5) センターのやむを得ない事情により出展等をお断りする場合や展示期間が変更になる場合もあること。
- (6) 観覧者に配布する資料・目録等については、あらかじめセンターと協議すること。
- (7) 観覧者を制限すること、入場料を徴収することはできないこと。
- (8) センターの施設、附属施設等又はセンター資料を滅失又はは毀損したときは、直ちにその旨をセンター職員に届け出るとともに、現状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償すること。
- (9) その他、次に掲げる行為をしてはならない。
  - ・センターの秩序を乱す行為

- ・ 営利を目的とした物品販売等その他これに類する行為
- ・ 政治及び宗教の活動を目的とした行為
- ・ 寄付の募集、宣伝等これに類する行為

## 6 申込み・手続き

- (1) 申込者は県内の社会教育関係機関等生涯学習の振興に資すると認められる機関・団体・個人とする。
- (2) 申込みは、展示開催日の6ヶ月前から1ヶ月前までに提出する。
- (3) 計画の変更・中止の場合は速やかに申し出ること。

## 7 利用料

無 料

## 8 利用可能な備品類

展示パネル 30 面 (90 cm × 180 cm)、長机 30 台、椅子 30 脚

使用する備品については、事前にセンターと打合せを行うこと。

なお、その他出展等に必要な準備物については、出展者において用意すること。

## 9 その他

必要事項については、センターと協議のうえ、センターの指示に従うこと。